

決議

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は全国民が長年にわたり熱望してきているところである。

高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる国土の実現を図るためには、高速道路を含む道路の整備はより一層重要となっている。

経済情勢が厳しい今、公共投資を着実に実施し、国民が真に必要なとする社会資本を整備することにより、デフレからの脱却、経済構造の改革を実現させることが必要である。

二十一世紀を迎え、豊かな国民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることのできる国土を形成するため、国民共通の資産である社会資本を計画的に整備することが重要であり、道路こそ、その中核的役割を担うものである。

そのため、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

- 一、受益者負担という制度趣旨に則り、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。
- 一、活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものとし、「社会資本整備重点計画」に基づき、国民の期待する道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。
- 一、安心・安全な生活の確保や経済活動の発展を支えるため、大都市圏の環状道路や地方部の遅れた高速道路の整備を推進し、一日も早い完成に努めること。また、災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めるとともに、橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。
- 一、高速道路のさらなる有効活用により、一般道路も含めた道路全体の渋滞や沿道環境、交通安全問題の解決を図るため、不連続区間の解消、インターチェンジの最適配置とアクセス強化、弾力的な料金設定などを進めること。
- 一、自動車による二酸化炭素の排出抑制に不可欠な交通流の円滑化を図るため、これに必要な環状道路等幹線道路ネットワークの整備、交差点の立体化等を強力に推進すること。
- 一、地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金は、箇所、時期を限定して集中的に投下しているものであり、これを譲与税化し機械的に配分すると、地方の道路の整備に重大な支障が生ずることから、その廃止・移譲は行わないこと。
- 一、道路利用者の意見を反映した道路整備を推進すること。

平成十七年五月二十四日

全国道路利用者会議
第五十七回定時総会